

この月刊サワネを、お知り合いの方に見せてあげてください、きっと喜んでいただけます。

『経済がわかる論点50 2

022』みずほリサーチ&テクノロジー

ズ 東洋経済新報社 225頁 1800円+税

2022年が始まってもう1月が過ぎようとしています。今年はどうなるのでしょうか？表題の書籍から、暗くない内容を選んで要約してお届けいたします。

★雇用・所得：コロナ禍で対人サービス業を中心に低迷が続いてきたが、2022年には高齢・現役世代の多くにワクチンが普及し、政府によるワクチン接種証明・陰性証明を活用した行動制限緩和も想定されるなかで、旅行や外食等の対人サービス消費は回復に向かう。

★住宅：2021年前半の住宅着工はコロナ禍と木材価格高騰（ウッドショック）で伸び悩んだが、2022年には緩やかに回復する見通し。家計の資金調達力指数が上昇傾向であり、すなわち資金調達が実施しやすいことに加え、ワクチン普及が進みコロナ禍が住宅市場に与える悪影響は小さくなると考えられるからである。また、テレワークの普及が住宅着工に与える影響は限定的である。

★日本株：2021年度の企業業績に続き、2022年度には11%、2023年度についても9%の成長が見込まれている。株価は緩やかに上昇していく展開になる。

★国内長期金利：10年国債利回りは2021年1～3月期にやや上昇したが、低位水位が継続している。2022年に世界経済は回復に向かうのだが、日本の物価は低位傾向が続き、日銀の金融政策は当面変わらない。また、米国金利が上昇しても日本の長期金利への影響は限定的である。

★為替：2021年のドル円相場は、1～3月円安・ドル高に大きく進展したが、その後上下に振れる展開となった。2022年はどうなるだろうか。日米の金利差を考える。日本の金融政策は金融緩和を維持すると考えられ円金利の上昇は限定的である。一方、米国は経済回復が続くことで金利が上昇するとみられる。すなわち金利差は拡大し、円安ドル高圧力となる。

★不動産：コロナ禍を受けて2020年にピークアウトした不動産市場は2021年も調整局面が続いた。2022年は、ワクチンの普及を受けた経済活動の正常化に伴い不動産市場も回復に向かう。テレワークはワクチン普及後も一定程度定着するが、オフィスビル需要への下押し効果は大きくない。

★商品市況：コロナ禍の2020年から上昇に転じており2021年にはさらに高騰した。例えば金属価格は、銅の先物価格が最高値を更新、アルミニウムも資源高ブーム以来10年ぶりとなる高水準まで上昇した。化石燃料は、石炭が2020年初の3倍近くに、原油も急回復した。食料については、トウモロコシと大豆が2020年から2021年の春先にかけて急上昇した。しかし、今後は商品市況の押し上げに寄与してきた財に集中した需要拡大が一服し、商品市況の上昇ペースは鈍化する。ワクチンの普及に伴って接触型・対面型のサービス消費が持ち直し、需要がモノからサービスにシフトすることも原因のひとつとなる。

以上なるべく暗くないものを選びました。より明るい1年にするために、自分でもできることを探し、実行していこうと思います。自分は何が得意なのか、何ができるのかを見つけていこうと思います。

この月刊サワネを、お知り合いの方に見せてあげてください、きっと喜んでいただけます。

電気洗濯機

スマホのアプリに「NHKラジオ らじるらじる」というのがあります。このアプリでは車の中でニュースを聞くのですが、ときどき「聴き逃し」も聞きます。以前に放送された番組を一定期間聞くことができるようになっています。少し前に聞いたのが「カルチャーラジオ 科学と人間」という番組です。延々と続くシリーズの中で洗濯機が出てくる話がありました。

こんな内容です。

「洗濯は、家事の中でもたいへんな労働である。時間も労力もかかる。だから、洗濯機の発明は画期的であった。女性が家事の苦役から解放される、はずのものだった。しかし、そうはならなかった。洗濯が容易になったということで、洗濯の頻度が増えたのだ。たとえば何日も同じ服を洗わないで着ていたのが1日着たら洗うようになった。また、洗濯は機械がするようになったのだが水を汲むのは人間、干すのも人間ということで、期待されたほどの効果はなかった。」

技術の進歩も人間の使い方によっては思うほどの効果が出ないというお話でした。こういった例はいっぱいあるような気がします。

移動が速くできるようになったので頻繁に移動するようになった。結果移動に要する時間の合計は増加した。パソコンで事務作業が速くなった。だから、作成する書類の量が増え、事務量が増えた。結果事務に要する時間は増加した。

同様なことはいくらでもありそうです。便利になったと思えるものをもう一度見直せば、時間の節約、手間の節約ができるものがありそうな気がします。本当に便利になったのか、考え直したいものです。

電子データ保存

電子データの電子保存は、結局二年延期となり、実施は令和6年1月となりました。国税庁の12月改訂資料が税理士会経由で1月12日に当事務所に到着しその旨明らかになりました。

検索⇒電子データの保存法をご確認ください

検索結果の中で「令和3年12月改訂」とあるものがそれです。

話がややこしいので、電子保存に関する昨年からの流れを簡単にまとめてみます。

★12月6日__日本経済新聞

領収書の電子保存義務化、2年猶予

経理のデジタル化遅れで

政府・与党は2022年1月に施行する電子帳簿保存法に2年の猶予期間を設ける。電子データで受け取った請求書や領収書を電子保存するよう企業に義務づけるのを延ばす。

★12月10日__自由民主党 公明党「令和4年度税制改正大綱」

これは長くてわかりにくいので簡単にまとめます。気になる方は原文をお確かめください。90ページです。

税務署長が、電子保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ・・・場合にはOKとする。

★令和3年12月改訂__国税庁パンフレット

令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべきデータをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えない。